第１章　西予市教育振興基本計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

わが国は、情報化やグローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中にあって、経済の低迷、産業構造の変化、生産年齢人口の減少などの深刻な諸課題を抱えています。また、生活格差の増大や固定化、高齢化の進行、地域社会・家族形態の変容など、国民の生活にも大きな影響が出ています。このことは、西予市においても程度こそ違いますが同じような状況です。

しかしながら、海抜０メートルから1,400メートルまでの標高差を有する本市には、地質遺産、豊かな歴史・文化遺産、多様な生態系など数々のすばらしい地域の宝が存在しており、これらは先人たちの進取の志と、たゆみない努力によって、これまで守り育てられてきました。その結果が、平成21年12月に宇和町卯之町の町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことや、平成25年９月に西予市全域が「※四国西予ジオパーク」として、日本ジオパーク委員会から認定を受けたこと、また、平成31年２月に明浜町狩浜の全域及びその地域に接する海域の一部が国の※重要文化的景観に選定されたことにつながっています。このように、本市にはこれまで優れた教育文化が培われてきており、これからも継承し続けていかなければならない財産です。また、豊かな教育文化が根付いている本市の住民にとって、子どもたちが夢と希望をもち、本市発展の担い手として健やかに成長していくことは常に大きな願いです。

そこで、本市では、まちづくりの指針となる「第１次市総合計画」の中で、目指すべき将来像として「未来へ輝く　ゆめ・ひと・ふれあい西予」を掲げ、関連する多岐の施策を推進することで、その実現に努めてきました。

西予市教育委員会でもこれを受けて、「西予市教育基本方針」を策定し、高い知性と誠実で豊かな人間性をもち、健康でたくましく生き、社会に貢献できる人づくりを目指した学校教育と社会教育を展開しています。

なかでも、特色ある教育活動と安全で信頼される学校経営を推進することにより、「※生きる力」を育み、自立して生きていくことができる次代を担う青少年の育成に取り組むことは、これからも重要であると考えています。更に、市民一人ひとりが自発的に学習し、学んだ成果を社会に還元できる社会の構築と、魅力ある地域づくりを実現していくことも重要です。そして、これらの実現には、学校・家庭・地域・行政が幅広い視野に立ち、それぞれの役割や責任を果たしながら、相互に協働・連携していくことが何より大切です。一方、平成18年に改正された※教育基本法では、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、わが国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明確にされており、これを踏まえた教育施策の展開も求められています。

こうしたことを受けて、西予市教育委員会では、平成26年３月に、学校教育及び社会教育の一層の充実を図るため、第１次市総合計画「夢創造　せいよ21」の理念等と整合性を図りながら、今後目指すべき教育の基本的方向性や重点的に取り組むべき行

政施策を明らかにした「西予市教育振興基本計画」を策定しました。

そして今回、平成 27 年度に策定された第２次市総合計画の基本理念が、令和２年度に「常に危機感・常にチャレンジ・常に一歩先行く・常に市民と共に手をとりあって」と改訂されたことを踏まえつつ、５年ごとの実行計画（第４章取り組むべき施策の展開）の見直しにより「西予市教育振興基本計画」の変更を行いました。

２　計画の位置付け

この計画は、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づき策定するもので、前述のとおり、第２次市総合計画の基本構想等を踏まえつつ、教育の振興のための施策に関する基本的な方向性や講ずべき施策等を定めています。また、本市の他の関連する計画との整合性も図りながら策定しました。

改正された教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日施行）抜粋

教育振興基本計画は第 17 条に規定されています。

（教育振興基本計画）

第 17 条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

３　計画の期間

基本理念・基本目標は、平成 26 年度の当初策定後 10 年間を見据えたものとし、第１期実行計画は、平成 26 年度から平成 30 年度までの５年間としていましたが、平成 27 年度に第２次市総合計画が策定されたことにあわせて必要な内容の見直しを行いました。

また、令和６年度においては、令和８年度までの第２期実行計画の内容見直しによる変更を行いました。

なお、今後も計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

H26	H27(変更)	H30 H31 **R2・R6(変更)**	R8
第１期実行計画		第２期実行計画	

４　本市教育の礎（いしずえ）

本市教育の歴史は古く、多くの人々の意欲と努力の積み重ねによって発展してきました。その礎を忘れないため、象徴的な施設を示します。

（１）申義堂・開明学校

申義堂は、明治２(1869) 年に儒学者左氏珠山の弟子や町民によって建てられ、私塾、郷校として使われました。その後、明治５(1872)年の学制発布により開明学校が開校、申義堂はその最初の校舎として 10 年間使われました。

明治 15(1882)年には、町民が建築費の多くを負担し、擬洋風のモダンな校舎が新築されました。現在は、教育資料館として掛図や教科書等が展示され、明治の授業体験などが行われています。平成９（1997）年、国の重要文化財に指定されました。

申義堂

開明学校

（２）田之筋公民館（現田之筋地域づくり活動センター）

田之筋公民館（現田之筋地域づくり活動センター）は、昭和 22（1947）年に建設され、名称も『健民館』と名づけて、公民館運動の第一歩を踏み出しました。県内で最も古く、公民館の発祥の地と言われています。

発祥の地石碑

田之筋公民館